（法務委員会）

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、近年の情報通信技術の進展に伴う電子商取引の拡大に対応するため、倉荷証券、船荷証券及び複合運送証券に代わる電磁的記録である電子倉荷証券記録、電子船荷証券記録及び電子複合運送証券記録に関する制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、商法の一部改正

1　電子船荷証券記録に関する制度の創設

ア　「電子船荷証券記録」、「電子船荷証券記録の支配」及び「電子船荷証券記録の提供」の定義を定めるとともに、電子船荷証券記録の作成及び管理のために用いられる情報処理システムの要件を定める。

イ　運送人又は船長は、船荷証券の交付に代えて、荷送人又は傭船者の承諾を得て、電子船荷証券記録の提供をすることができる。

ウ　電子船荷証券記録上の権利の譲渡又は質入れに関する効力要件等を定める。

エ　電子船荷証券記録上の権利を有する者は、電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者に対し、電子船荷証券記録の提供を請求することができる。

オ　運送人又は船長は、船荷証券の所持人又は電子船荷証券記録の支配に係る権限を有する者の承諾を得て、それぞれ船荷証券から電子船荷証券記録への転換又は電子船荷証券記録から船荷証券への転換をすることができる。

２　電子倉荷証券記録及び電子複合運送証券記録に関する制度の創設

電子倉荷証券記録及び電子複合運送証券記録について、電子船荷証券記録と同様の規定を設ける。

二、国際海上物品運送法の一部改正

運送品の一部滅失等があった場合における荷受人等の運送人に対する通知について、電磁的方法によることができる旨の規定を設ける。

三、施行期日

この法律は、原則として、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。